

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第31号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例  
建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6章 罰則</p> <p>第32条 この条例の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第32条 この条例の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。